

氏名の振り仮名通知確認ガイド

本籍が隠岐の島町にある方に対し、戸籍に記載される振り仮名の通知ハガキを令和7年7月に送付します。通知ハガキが届いたら、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を必ず確認しましょう。

大切なお知らせです！

【市町村管理番号】

お電話等でお問い合わせ頂く際に、番号をお尋ねする場合があります。

【宛先】

同じ戸籍の在籍者で、全員住所が同じ場合は、宛名は代表者の方または連名※で通知を送付します。

住所が異なる方がおられる場合は、それぞれの住所宛に通知を送付いたします。

(※) 戸籍の筆頭者、筆頭者が除籍となっている場合はその配偶者。筆頭者と配偶者が除籍となっている場合は、その他の在籍者の連名。

Check!

ハガキ裏面のあけくちを開封すると、戸籍に記載される予定の振り仮名が確認できます。

必ず開封しましょう！

【お問い合わせ電話番号】

◆法務省お問い合わせ番号（法務省全国コールセンター） 0570-05-0310

戸籍振り仮名制度の趣旨について、振り仮名の届出方法についてなど

◆当庁お問い合わせ番号（隠岐の島町役場町民課戸籍住民係） 08512-2-8560

通知ハガキに記載された氏名や振り仮名について、通知ハガキの紛失など

裏面も必ずご覧ください

戸籍に記載される振り仮名の通知書

通知ハガキに記載された「氏（苗字）」と「名（生まれた時に付けられる名前）」の振り仮名をご確認下さい。振り仮名に誤りがある場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出をする必要があります。振り仮名が正しい場合は、届出をしなくても令和8年5月25日以降に、通知ハガキに記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

Check!

通知書は令和7年5月26日現在の戸籍データにより作成しています。

5月26日以降に届出または通知された戸籍届出の内容は反映されていない場合があります。

例1：5月26日以降に出生届出した子の名が記載されていない。⇒出生届により、子の名の振り仮名は戸籍に記載されます。

例2：5月26日以降に婚姻届を出したが、婚姻前の内容で通知が届いた。⇒婚姻届の際に振り仮名の届出も行った場合は、婚姻後の振り仮名が戸籍に記載されます。

【氏の振り仮名】

戸籍に記載されている氏、戸籍に記載する予定の氏の振り仮名（カタカナ）を記載しています。振り仮名が正しいかご確認ください。

その下には、氏の振り仮名の届出が可能の方※の氏名を記載しています。ただし、通知が送付される前に氏の振り仮名の届出をされた方については、「氏の振り仮名届出済」と記載しています。

(※)原則、戸籍の筆頭者。筆頭者が除籍となっている場合はその配偶者。筆頭者も配偶者も除籍となっている場合は、その他の在籍者。

Check!

通知ハガキに記載されている氏または名の振り仮名に誤りがある場合は、振り仮名の届出が必要です。また、早期に戸籍や住民票に氏名の振り仮名を記載を希望される時は、振り仮名が正しい場合でも振り仮名の届出をすることができます。

氏名の振り仮名の届出は、マイナポータルを利用したオンライン届出、または郵送及び窓口での書面の届出が可能です。通知ハガキ裏面の「振り仮名の届出の方法について」を参考に、氏、名それぞれの振り仮名の届出が可能の方が届出てください。

令和7年7月7日

戸籍に記載される振り仮名の通知書
島根県隠岐の島町長

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。
届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。
なお、相違ない場合は届出不要です。
※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

本籍	島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2
----	--------------------

【氏の振り仮名】	
氏	隠岐
氏の振り仮名	オキ
氏の振り仮名の届出が可能の方	隠岐 太郎 様のみ

【名の振り仮名】	
① 名	太郎
振り仮名	タロウ
② 名	花子
振り仮名	ハナコ
③ 名	一郎
振り仮名	イチロウ
④ 名	さくら
振り仮名	サクラ

◆名の振り仮名の届出が可能の方
①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。 (「Uni-Voiceアプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」)



【名の振り仮名】

戸籍に記載されている名、戸籍に記載する予定の名の振り仮名（カタカナ）を記載しています。

振り仮名が正しいかご確認ください。

名の振り仮名の届出が可能な方は原則本人のみであり、18歳未満の方については、親権者からの届出も可能です。

なお、通知が送付される前に名の振り仮名の届出をされた方についても、名の振り仮名を記載しています。

【音声コード】

目の不自由な方は、専用のアプリを使用し、音声で通知の内容を確認することができます。